

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年8月29日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2019年5月21日から2019年8月29日まで) 500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年5月20日付をもって提出した有価証券届出書（2019年7月9日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書で訂正済。以下「原届出書」といいます。）について、繰上償還（信託終了）に伴う所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7) 申込期間

< 訂正前 >

2019年5月21日から2019年11月19日まで^(注)

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドの信託財産の純資産総額が信託金の上限額150億円に近づいた場合には、申込期間中であっても新規の取得申込みの受け付けを中止または一時中断する場合があります。

(注) 繰上償還（信託終了）が決定した場合には、購入の申込期間は2019年8月29日までとなります。繰上償還（信託終了）については「(12)その他」をご参照ください。

< 訂正後 >

2019年5月21日から2019年8月29日まで

(12) その他

< 訂正前 >

投資信託振替制度における振替受益権について

(略)

繰上償還（信託終了）の予定について

当ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するための手続きを行います。

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由

当ファンドは2006年8月10日に設定し、主として中華人民共和国（香港を含み、以下「中国」といいます。）および中国周辺国の株式、株価連動証券ならびに株価指数先物に投資を行い、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、2019年4月末時点の受益権口数が約6.2億口と信託約款に定める繰上償還（信託終了）の基準となる口数（10億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還（信託終了）する予定です。

2. 繰上償還（信託終了）までの主な日程

異議申立期間	2019年7月10日から2019年8月19日まで
繰上償還（信託終了）予定日	2019年11月20日

3. 異議申立について

・公告日（2019年7月10日）現在の当ファンドの受益者（2019年7月8日までに取得のお申し込みをなされた方）で、繰上償還（信託終了）にご異議のある受益者の方は、異議申立期間中に、アセットマネジメントOne株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

(注) 2019年7月9日以降のお申込みにより取得された受益権については、当該繰上償還(信託終了)に関する異議を申し立てる権利はございません。

・当ファンドの繰上償還(信託終了)に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、2019年7月10日現在の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2019年11月20日をもって繰上償還を行います。なお、当該受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えた場合には、繰上償還を行いません。

繰上償還(信託終了)にかかる異議申立ての結果は、2019年8月20日以降、委託会社のホームページ(<http://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

<訂正後>

投資信託振替制度における振替受益権について
(略)

繰上償還(信託終了)について

当ファンドにつきましては、2019年7月10日付公告(電子公告)および同日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、2019年8月19日まで受益者の皆さまから異議申立を受け付けました。

この結果、異議申立期間中に異議申立のあった受益者の皆さまの受益権口数の合計が、基準日である2019年7月10日時点での受益権総口数の2分の1を超えませんでしたので、2019年11月20日に繰上償還(信託終了)を実施させていただきます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

（3）信託期間

< 訂正前 >

2006年8月10日から無期限とします。^(注)

(注) 繰上償還（信託終了）が決定した場合には、信託期間は2019年11月20日までとなります。

< 訂正後 >

2006年8月10日から2019年11月20日までとします。